

よくある質問 Q & A

Q1 事前申込の受付期間を過ぎて、申込みをすることはできますか。

A1 事前申込の受付期間を過ぎての申込みはできません。また、受付期間より前に受け付けることもできません。必ず受付期間内に事前申込みをして下さい。

Q2 建物の登記簿上の所有者（以下「所有権者」という。）は、先ごろ亡くなった父で、事前申込みの期間中には名義変更が間に合わないのですが、どうすればよいですか。

A2 「工事完了後、実績報告書類の提出までに登記の名義変更をすること」を約束していただいた上で受付することができます。ただし、名義変更ができない場合は、補助対象外となります。

Q3 親が建物の所有権者であるが、実際は私が居住しており、親は市内の別の住宅に居住している。私が申請して、補助金を受けることができますか。

A3 補助対象とはなりません。申請者ご本人が、現に（または実績報告までに）所有権者であり、かつ、その建物に居住していることが補助対象の条件となっております。

Q4 居住している建物は私が所有権者だが、土地は親が所有権者になっている場合は補助対象となりますか。

A4 補助対象となります。リフォーム補助金は、あくまで居住する建物に対する補助であるので、申請者本人が建物の所有権者であれば、問題ありません。

Q5 何軒か持ち家があり、住民票の住所ではない建物の工事は、補助の対象となりますか。

A5 補助対象とはなりません。対象の要件である「自ら居住している住宅」とは、現に住んでいる住宅であって、住民票の住所に存するものを指します。

Q6 分譲マンションに住んでいて、内部のリフォームをしたいのですが補助対象となりますか。

A6 分譲マンションなどの共同住宅の場合は、区分所有権のある専有部分のみが補助対象となります。エントランスなど共有部分は、補助対象とはなりません。なお、賃貸マンションや賃貸アパート等は補助対象とはなりません。

Q7 既に工事を完了した場合、又は、都合により補助金の交付決定前にリフォーム工事に着工した場合は補助対象となりますか。

A7 補助対象とはなりません。事前申込み後、抽選で当選された方に補助金交付申請をしていただき、市から補助金交付決定通知書が送付した後に着工するリフォーム工事が補助の対象です。交付決定前に着工された工事は補助対象とはなりませんので、ご注意下さい。交付決定通知の送付は、交付申請後、約10日程度を予定しています。

Q8 共有名義の住宅をリフォームする場合、申請者は誰になりますか。

A8 工事の契約者（工事費用を支払う人）が申請して下さい。ただし、申請の際には必ず他の共有者すべての同意書を添付して下さい。同一の住宅に対して複数の者からの申請はできません。

Q9 リフォーム工事が補助金の対象になるかどうか、どのように確認するのですか。

A9 補助金交付申請書に添付していただく施工業者の見積書の内訳明細に記載された仕様や、実績報告書に添付していただく工事完了後の写真などから確認します。確認できない場合は、補足資料の提出依頼や現地確認を行う場合があります。確認した結果、補助対象工事に該当しないと判断した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

Q10 各申込区分の違いについて教えてください。

A10 区分Aは既に所有されている自己が居住するための住宅をリフォームする人が該当する区分で最大補助金交付額は12万円となっています。

区分Bは徳島市立地適正化計画に定める居住促進区域において自己が居住するために中古住宅を購入し、リフォームする人が該当する区分です。最大補助金交付額は20万円となっています。

区分Cは徳島市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地の区域内にある徳島市立地適正化計画で設定する居住促進区域において、自己が居住するために中古住宅を購入し、リフォームする人が該当する区分です。最大補助金交付額は30万円となっています。

Q11 対象経費から消費税及び地方消費税を除くのはどうしてですか。

A11 市民の皆様の税金を使用して税金を補填する形となることを回避するためです。

Q12 過去に同一住宅で「徳島市住宅リフォーム支援事業」補助金の交付を受けた場合でも対象になりますか。

A12 令和2年度以降に同一住宅で「徳島市住宅リフォーム支援事業」補助金の交付を受けている場合は補助金の交付対象になりません。

Q13 なぜ、令和2年度以降に同一住宅で「徳島市住宅リフォーム支援事業」補助金の交付を受けた場合は対象とならないのでしょうか。

A13 多くの市民の皆様がこの制度を利用いただくため、利用回数を制限させていただいております。

Q14 以前に「新生活様式対応住宅リフォーム支援事業」補助金の交付を受けている場合、今回の制度に申し込むことはできますか。

A14 令和2年度以降に「新生活様式対応住宅リフォーム支援事業」において補助金の交付を受けている方は今回の制度において、交付を受けることができません。

Q15 申請の際の見積額より、実際の工事費が増額となった場合、補助金も増額されますか。

A15 補助金交付決定金額以上の補助金は交付されません。また、補助金交付申請の際においても補助金事前申込書に記入していただいた補助金交付申請額以上の金額に変更することもできません。

Q16 補助対象工事一覧に記載された工事以外は対象にならないのですか。

A16 補助対象工事一覧に記載された工事以外は対象となりません。該当するかどうか不明な場合は、住宅課にお問い合わせ下さい。

Q17 畳の表替えや襖・障子の張替え、窓ガラスの交換などは補助対象となりますか。

A17 単なる畳の表替えや襖・障子の張替え、窓ガラスの交換、カーテンやカーペットの取替えなどは補助対象となりません。ただし、工事を伴う場合は対象となります。

Q18 外構工事のうち、対象とならない造園工事とはどのようなものですか。

A18 造園工事とは、植栽、景石、地被、水景、緑化工事等の庭園等に係る工事を指します。これらの工事については、居宅の機能向上とは直接に関係しないため、補助対象とはなりません。

Q19 エコキュートなどの設置・交換やオール電化工事は補助対象となりますか。

A19 エコキュート（エコウィル、ユノックス）などについては、設備の設置になりますので、補助対象とはなりません。同様に交換も補助対象とはなりません。また、オール電化工事についても、電気器具の取替えになりますので、補助対象とはなりません。

Q20 シロアリ被害がひどく駆除したいのですが、補助対象となりますか。

A20 シロアリの駆除そのものは、工事ではないので補助対象とはなりません。ただし、床下の改修工事と併せてシロアリの駆除し、防蟻処理を行う場合は補助対象となります。

Q21 D I Y（日曜大工）で、自らリフォーム工事した場合は補助対象となりますか。

A21 本事業は、地元経済の活性化を図る目的もあることから、市内の施工業者による工事を対象としています。従いまして、ご自身でD I Y工事したものについては、補助対象とはなりません。

Q22 リフォーム箇所に応じて、複数の業者によって工事する場合は補助対象となりますか。

A22 市内の施工業者が施工し、完了する補助対象工事にかかる費用の合計額が、50万円以上（消費税及び地方消費税を除く税抜き金額）であれば、対象となります。詳しくはお問い合わせ下さい。

Q23 施工業者を紹介してもらえますか。

A23 市では、施工業者の紹介は行っておりません。電話帳やインターネット等でお調べ下さい。

Q24 各区分によって上限額に相違があるのはなぜでしょうか。

A24 限られた財源の中で、なるべく多くの人が利用できるよう上限額を設定しました。

Q25 対象工事を総額50万円以上とした理由はなぜですか。

A25 対象工事の額は、住宅の長寿命化を図る上で必要と考えられる経費の最低額として設定しました。

Q26 補助金交付決定前に工事に着工してはいけない理由を教えてください。

A26 申請された方が、真にこの制度の対象者であるかの確認を終えていないからです。補助金交付決定通知書が送付されることで初めて、補助金の交付対象者であることが決定します。

Q27 補助金額はいくらですか。

A27

申込区分	種別	補助金額算出方法
A	一般住宅リフォーム工事	補助対象経費×12%（上限12万円）
B	居住促進区域の中古住宅を購入してリフォームする場合	補助対象経費×20%（上限20万円）
C	中心市街地の区域で中古住宅を購入してリフォームする場合	補助対象経費×30%（上限30万円）

※消費税及び地方消費税は含まないものとします。

※千円未満は切り捨てです。

Q28 工事代金の支払方法は分割払いなどでも大丈夫でしょうか。

A28 実績報告書提出時（提出期限は令和8年3月2日）までに領収書が準備できれば、分割等の支払方法でも大丈夫です。